

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、バルティック海海域等を追加すること。
(第十一条の七関係)

第二 船舶において使用する燃料油の品質の基準について、特別の基準を適用する海域である北海海域の範囲を修正すること。
(第十一条の十関係)

第三 附則

- 一 この政令は、令和二年十月一日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第二項関係)